


<p style="text-align: center;">岡山県公報</p>	<p style="text-align: center;">目次</p>	<p>○ 岡山県税条例の一部を改正する条例 【条 例】</p> <p>○ 公布した条例の解説 【解 説】</p>
<p style="text-align: center;">発行 岡山県</p>	<p style="text-align: center;">担当課 (室)</p>	<p style="text-align: center;">税務課 総務学事課</p>
		
<p style="text-align: center;">目次</p>		
<p style="text-align: center;">担当課 (室)</p>		

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項本文の規定により知事が処分した岡山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第八十一号

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の七の次に次の二条を加える。

（令和六年度分の個人の県民税の特別税額控除）

第六条の八 知事は、令和六年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が千八百五十万円以下である所得割の納税義務者（以下この条及び次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第三十二条から第三十三条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の三の二第二項、附則第六条の四及び附則第八条第一項並びに法附則第三条の三第二項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和六年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族（法第三十四条第八項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）を超える場合には一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一 特別税額控除対象納税義務者の第三十二条から第三十三条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の三の二第二項、附則第六条の四及び附則第八条第一項並びに法附則第三条の三第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二 特別税額控除対象納税義務者の法第三百十四条の三、法第三百十四条の六から法第三百十四条の九まで、法附則第三条の三第五項、法附則第五条第三項、法附則第五条の四の二第五項、法附則第五条の五第二項及び法附則第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

3 前二項の適用がある場合における第三十三条の二第三項及び附則第六条の四の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額（附則第六条の八第一項及び第二項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」とする。

(令和七年度分の個人の県民税の特別税額控除)

第六条の九 知事は、令和七年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者(同一生計配偶者(控除対象配偶者及び法第三十四条第八項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。)を有するものに限る。)の第三十二条から第三十三条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の三の二第一項、附則第六条の四及び附則第八条第一項並びに法附則第三条の三第二項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和七年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額(以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。)が一万円を超える場合には一万円に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額)とし、個人の住民税の所得割の額が一万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一 特別税額控除対象納税義務者の第三十二条から第三十三条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の三の二第一項、附則第六条の四及び附則第八条第一項並びに法附則第三条の三第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二 特別税額控除対象納税義務者の法第三百十四条の三、法第三百十四条の六から法第三百十四条の九まで、法附則第三条の三第五項、法附則第五条第三項、法附則第五条の四の二第五項、法附則第五条の五第二項及び法附則第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

附則第七条第三項中「第三十三条の四」の下に、「附則第六条の八第二項及び附則第六条の九第二項」を加え、「同条」を「第三十三条の四」に、「とする」を「と、附則第六条の八第二項第一号及び附則第六条の九第二項第一号中「及び」とあるのは「、附則第七条第二項及び」とする」に改める。

附則第十条第三項に次の一号を加える。

四 附則第六条の八及び附則第六条の九の規定の適用については、附則第六条の八第一項及び附則第六条の九第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条の八第二項第一号及び附則第六条の九第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。

附則第十一条の二第三項に次の一号を加える。

四 附則第六条の八及び附則第六条の九の規定の適用については、附則第六条の八第一項及び附則第六条の九第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条の八第二項第一号及び附則第六条の九第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第十一条の二の六第三項に次の一号を加える。

四 附則第六条の八及び附則第六条の九の規定の適用については、附則第六条の八第一項及び附則第六条の九第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の六第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条の八第二項第一号及び附則第六条の九第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の六第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第十一条の四第二項に次の一号を加える。

四 附則第六条の八及び附則第六条の九の規定の適用については、附則第六条の八第一項及び附則第六条の九第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の四第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条の八第二項第一号及び附則第六条の九第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の四第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第十二条第三項に次の一号を加える。

四 附則第六条の八及び附則第六条の九の規定の適用については、附則第六条の八第一項及び附則第六条の九第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条の八第二項第一号及び附則第六条の九第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第十四条の六中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第一項、附則第十七条の三第一項及び第三項並びに附則第二十一条の二第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第二十二条の二及び附則第二十二条の三第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第二十三条第二項に次の一号を加える。

四 附則第六条の八及び附則第六条の九の規定の適用については、附則第六条の八第一項及び附則第六条の九第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに条約適用利子等に係る所得割の額」と、附則第六条の八第二項第一号及び附則第六条の九第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに条約適用利子等に係る所得割の額の合計額」とする。

附則第二十三条第五項に次の一号を加える。

四 附則第六条の八及び附則第六条の九の規定の適用については、附則第六条の八第一項及び附則第六条の九第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに条約適用配当等に係る所得割の額」と、附則第六条の八第二項第一号及び附則第六条の九第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに条約適用配当等に係る所得割の額の合計額」とする。

附則第二十三条の二第二項に次の一号を加える。

四 附則第六条の八及び附則第六条の九の規定の適用については、附則第六条の八第一項及び附則第六条の九第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割

の額」と、附則第六条の八第二項第一号及び附則第六条の九第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」とする。

四 附則第六条の八及び附則第六条の九の規定の適用については、附則第六条の八第一項及び附則第六条の九第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、附則第六条の八第二項第一号及び附則第六条の九第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額の合計額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。
(不動産取得税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の岡山県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(解説)

◎ 岡山県税条例の一部を改正する条例について

地方税法等の一部改正に伴い、令和六年度分の個人の県民税の特別税額控除を実施する等所要の改正を行うものである。